

2024年度査察事績一目立つ消費税不正還付

●査察事績は、ほぼ前年並み

2024年度に全国の国税局が実施した査察調査の結果が発表されました。

着手件数は151件（前年度154件）、処理件数は150件（同151件）、脱税総額は112億7,000万円（同119億8,000万円）と、ほぼ前年並みでした。

告発案件98件のうち、注目度の高い消費税事案が約3割（29件）を占め、このうち17件が消費税不正受還付事案で、過去10年間で最多となっています。



査察の処理件数と告発率の推移



- ◎ 処理案件：査察開始後、検察庁へ告発するかどうかの判断が済んでいる案件
- ◎ 告発案件：処理案件のうち、検察庁へ告発した案件
- ◎ 告発率：処理件数に占める告発件数の割合

●重点チェック事案だけで6割にも！



査察は①消費税事案、②無申告事案、③国際事案を重点に実施されており、告発件数98件の6割を占めています。他に、社会的波及効果が高い事案についても積極的に査察が実施されています。

2024年査察の重点取組事案の告発件数

(件)

区 分	2020	2021	2022	2023	2024
消費税事案	18	21	34	27	29
うち不正受還付	9	9	16	16	17
無申告・脱税事案	13	16	15	16	13
うち単純無申告	7	4	6	11	8
国際事案	27	17	25	23	20

●社会的波及効果の高い事例

芸能事務所が不正加担先の協力で脱税

芸能事務所D社は、不正加担者である取引先と架空の業務委託契約を締結。業務委託料はいったん振り込んでから現金回収するなどしていた。

3年間で2億4,000万円の所得を隠し、法人税、消費税等8,200万円の脱税で告発された。

所得税の脱税指南者を告発

経営コンサルタントZは、給与所得者向けに架空の事業所得を紹介、事業所得の赤字と給与所得と通算して源泉所得税の還付を受ける不正手段を指南。

虚偽の所得税確定申告書も作成していた。

●注目度が高い“消費税を巡る不正”

インボイス不正で初の告発

時計販売業M社社長は、高級腕時計の架空仕入れと架空輸出売上を計上、架空の国内仕入れに伴うインボイスを偽造していた。

消費税還付1,600万円の還付を受けた上、さらに1,000万円の還付を受けようとしていた。

旅館の改修工事代金水増しで消費税を過大還付

旅館業L社社長は、所有する旅館の改修工事代金を水増しして過大計上。水増しした分の消費税約2,900万円の不正に還付を受けようとした。

●無申告や国際取引での脱税も

株式譲渡所得の無申告で告発

国家試験等の受験指導を目的とする法人の代表者Aは、自社株を関係会社への譲渡するなどの譲渡所得を得ながら、所得税の確定申告をせずに納税を免れていた。

オートレース分配金、1億8,200万円の無申告

BはモトロトBIGで3億6,000万円以上の払い戻しを受け、このうち申告が必要な1億8,200万円について確定申告が必要とわかっていながら申告していなかった（競馬、競輪では利益50万円以上で確定申告が必要）。

海外法人を利用した法人税脱税

医療品輸入販売業E社社長は、ワクチン接種用注射器の海外からの仕入れを水増しする手口で、2年間で8億6,500万円の所得を隠し、2億2,100万円の法人税を免れていたとして逮捕された。